武蔵野市自転車等総合計画(素案)【概要版】

基本理念

計画の目的

- ■自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進します。
- ■自転車等の走行空間の整備、安全教育等自転車の安全利用に関 する取組を推進します。
- ■本市に合った自転車の活用を推進します。

2 計画の位置付け

- ■「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推 進に関する法律」及び「武蔵野市自転車等の適正利用及び放置 防止に関する条例」に基づき、自転車等の駐車対策を総合的か つ計画的に推進するために定めた法定計画です。
- ■「自転車活用推進法」に基づく国及び都の自転車活用推進計画 を勘案して策定する、自転車活用推進計画としての位置付けを 含む内容となっています。

3 計画の期間

- ■令和8年度から令和17年度まで(10年間)
- ■基本理念・基本方針・基本施策は10年後を展望しています。
- ■取組施策は計画前期(5年程度を目安)で実施すべき施策・事 業です。
- ■社会状況等を踏まえ適宜取組施策の見直しを行うとともに、お おむね5年後に中間見直しを実施し、計画後期の取組施策を策 定します。

4 計画の対象とする区域

■市の全域を対象とします。

5 改定のポイント

- ■自転車の安全利用促進をより一層強化します。
- ■自転車駐車場整備は量より質に重きを置き、放置自転車対策は 継続・強化します。
- ■自転車の活用推進を新たに基本方針に掲げ、自転車の新たな可 能性を広げます。
- ■全ての基本方針に評価指標を設定します。

6 計画の体系

誰もが安全・快適に 自転車と共存した暮らしを楽しめるまち

現状・課題	基本方針		基本施策(10年後を展望)		取組施策(前期おおむね5年間)
■自転車関与事故の増加など →安全利用へのさらなる取組みが必要 ■自転車安全利用講習会の参加者が少な く認知度が低い →新規受講者を増やす取組みが必要 ■接触事故を防ぐ交通環境などの アンケート評価が低い →自転車走行空間の整備が必要	I安全に走れるむさしの	まちづくり みんなの安全を育む 自転車が思いやり	I-1	自転車の 交通ルール・マナーの 周知・啓発	① 自転車安全利用講習会の強化② 自転車の押し歩きルールの検討③ より広い周知・啓発を行う工夫 自転車利用者を守る ヘルメット・保険・点検整備の促進
			I-2	自転車走行空間の確保	⑤ 自転車走行環境づくりの推進⑥ 交通ルール順守を促す道路のしかけ
 ★型車など駐輪ニーズが多様化 →収容台数だけでなく駐輪場の 利便性向上の取組みが必要 前計画の利用体系再編は一定程度効果 →さらなる利便性向上の取組みが必要 自転車駐車場の情報が行き届いていない →自転車駐車場情報の周知強化が必要 放置自転車の場所や時間帯が複雑化 →従前よりも幅広い対応が必要 	Ⅱ駐めやすいむさしの	まちづくり 安全で快適に 駐輪できる量から質へ	П-1	安全性・利便性を高める 自転車駐車場の整備	⑦ 多様な車両・利用者の駐輪ニーズへの対応⑧ 自転車駐車場の適正配置と恒久的な維持⑨ 附置義務自転車駐車場の制度見直し
			II-2	利用したいときに利用できる 自転車駐車場の運用	(1) 定期利用と一時利用の区分の さらなる適正化 (1) 利用料金のさらなる適正化
			П-3	自転車駐車場情報の充実	② 満空情報ウェブ版の拡充及び周知③ 様々な手法による自転車駐車場情報の発信
			п-4	放置自転車対策の継続・強化	④ 対応困難な放置自転車への対策⑤ 放置を未然に防ぐ指導・啓発
■シェアサイクルの広域利用や地域公共 交通との連携強化が求められている ■災害時などの自転車活用の可能性 →活用の検討が必要	Ⅲ自転車を活かす	役立つまちづくり 自転車がもっと 生活のなかで	Ш-1	地域公共交通に貢献する 自転車の活用推進	⑯ シェアサイクルの活用
			ш-2	自転車活用の場の拡大	⑦ 災害時の活用⑱ 環境負荷低減・健康増進のための活用

7 計画の推進

■評価指標(一例)

	現況値	中間目標値	最終目標値
自転車関与死亡事故件数	0件	0件	0件
自転車関与負傷事故件数	275 件	180 件以下	120 件以下
公共自転車駐車場大型車対応率	4. 2%	11%	17%

■計画の点検・評価

- 進捗状況や効果の把握・管理のため、評価指標を設定しモニタリングを行います。・毎年度、自転車等駐車対策協議会において評価・点検を実施し
 - ・おおむね5年が経過した中間見直し時には、施策や評価指標の 見直しを含めた総合的な評価・点検を行い、計画を着実に推進 します。

担当課:都市整備部交通企画課